

## 令和2年度幌延町奨学生募集について

幌延町教育委員会は、令和2年度に高等学校、専修学校の専門課程（専門学校）、短大、大学、大学院に進学される方を対象に奨学資金を貸し付けます。希望される方は、現在通っている学校の学校長と相談の上、教育委員会へお申し込みください。

- **募集期間** 原則2月1日～3月31日  
※期間外も受け付けますので、ご相談ください
- **貸付額** 月額5万円以内
- **貸付資格**

申請日時点において幌延町民か幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校から進学する予定または進学した生徒であること。



- **償還方法**

奨学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後、20年以内において町長の定めるところにより償還するものとする。

所定の学校または教育機関を卒業後、3年以内に幌延町内へ移住して住民票を有し続け、かつ、町内の各種の業務に従事している期間が貸付期間の2倍（10年を限度とする）を超えることとなったときは、貸付金の2分の1を免除することができる。ただし、勤務先が町外であっても同様の扱いとする。

- **提出書類**

- ①奨学資金貸付申請書 ②身上申告書 ③成績証明書 ④申請者の住民票抄本 ⑤健康診断書  
※①と②は、教育委員会総務学校グループに用意しています。

お問い合わせ先：幌延町教育委員会 総務学校グループ 電話：5-1117 告知端末機：5-8817

## 幌延町医療職員養成修学資金貸付制度のご案内 ～医療従事職員向け無利子貸付、保健師・助産師借入修学金相当貸付制度～

幌延町は、医療・福祉環境の充実を図るため、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師を養成する学校や養成所に在学（進学希望）する人で、将来、町職員として医療業務に従事しようとする人を対象に修学資金を無利子で貸付けています。また、人手不足が続く保健師と助産師に限り、町から貸付けを受けず就業した場合など、修学期間を遡って貸し付ける「遡及貸付制度」も平成30年に加わりました。いずれも貸付期間と同じ期間働くことで返済は免除になります。貸付対象は次のとおりです。

対象職種	上限金額 (月額)	貸付 期間	就業猶予 (養成施設卒業後)	返還免除条件	遡及 貸付
医師	10万円	正 規 修 学 期 間	1年以内	卒業後1年以内に資格を 取得し、速やかに町職員 として貸付期間と同じ期 間在職した場合	
薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師	5万円		3年以内		
保健師・助産師	10万円		1年以内		○
看護師	10万円		1年以内		
准看護師	6万円		1年以内		

※貸付けは町の機関に就業予定がある場合に限りです。期間は養成施設の正規の修学期間のうち、貸付けが決定された月から卒業までです。養成施設の退学、傷病などの理由で修学が困難と認められたとき、卒業後1年以内に医療職員の免許を取得し、免許取得後速やかに町職員として医療業務に従事しなかったときは、貸付金を返還していただきます。

### 「遡及貸付制度」を利用してみませんか（保健師、助産師を目指す学生、就業者対象）

保健師と助産師が恒常的に不足しています。そこで、現在、在学中で入学当初に貸付申請をしていない学生や卒業後1年以内に町の機関で働き始めた人が過去に遡って修学資金の貸付けを受けられる「遡及貸付制度」があります。在学途中の学生なら入学時から申請が決定するまでの貸付金を一括で、それ以降は各月ごとの貸付けになります。卒業後1年以内に町内で働く人は、上限額の2分の1を修学期間に応じて一括で貸付けします。詳しくは下記までご連絡ください。

お問い合わせ先：住民生活課 生活グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812  
保健福祉課 保健グループ 電話・告知端末機：5-1790